

鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会  
－ 第1回 センター説明資料 －

(公財)鳥取県環境管理事業センター

本事業の概要、施設の構造・設計、生活環境影響評価、維持管理計画の要点・ポイントについて、主に施設設置許可申請書の関連資料（抜粋版）を使って、ご説明します。

■ 説明項目 ☞ キーワード ▣ 申請書の該当章

1 事業計画の概要・総括 【1～10ページ】

- ☞ 事業の概要、各種施設の特徴・設計のポイント、配置図など
- ▣ 申請書外・スライド資料

2 埋立管理 【11～20ページ】

- ☞ 埋立廃棄物、埋立地の構造・埋立順序、覆土
- ▣ 申請書：03 埋立処分の計画

3 遮水工・電氣的漏洩検知システム 【21～60ページ】

- ☞ 遮水工の構造・浸出水漏洩防止のための安全配慮
- ▣ 申請書：05(02) 遮水工、05(03)漏洩検知システム

4 浸出水処理施設 【61～78ページ】

- ☞ 水処理施設の概要・水処理工程
- ▣ 申請書：05(06)浸出水処理施設

5 構造物・施設の設計、構造 【79～208ページ】

- ☞ 土木構造物（貯留構造物、えん堤）の設計、地盤強化対策
- ☞ 雨水管理、浸出水集水等に関する設計
- ▣ 申請書：05(01)①貯留構造物、05(01)②貯留構造物  
05(27)雨水集排水施設

6 生活環境影響調査書 【209～248ページ】

- ☞ 現況把握、予測、生活環境保全上の目標・環境配慮措置
- ▣ 申請書：17 生活環境影響調査書

7 廃棄物の搬入管理、施設の維持管理計画 【249～264ページ】

- ☞ 廃棄物の搬入検査、施設の維持管理、地下水・放流水の水質検査
- ▣ 申請書：18 維持管理計画

8 事業全体に要する資金総額及び資金調達計画 【265～267ページ】

- ☞ 建設費、維持管理費、収支計画
- ▣ 申請書：30 施設設置・維持管理に要する資金総額及び資金調達計画



## 産業廃棄物管理型最終処分場計画のこれまでの経過

時 期	内 容
平成6年12月	○ 財団法人鳥取県環境管理事業センターが県内官民の拠出により設立
平成7年～20年	事業計画地（候補地）の調査、選定、調整
平成20年5月	最終処分場の候補地（淀江町）及び環境プラント工業を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式を決定・公表
平成25年4月	県から公益財団法人への移行認定を受ける
平成27年3月	設置事業主体を環境プラント工業からセンターに変更することを決定（整備方針の変更）
平成28年11月	○ センターが県に事業計画書、周知計画書を提出（設置手続き条例に基づく手続の開始）
平成29年1～2月	・センターが住民説明会を開催（関係6自治会及び自治会以外を対象に計7回）
平成29年3～8月	・関係住民がセンターに意見書を提出し、センターが見解書を回答
平成29年9～12月	・センターが県に実施状況報告書を提出 ・県が事業者と関係住民の合意形成に関する判断結果を通知 （判断結果：住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるときに該当） ・センター、関係住民が県に意見調整申出書を提出
平成30年5月 ～令和元年5月	・県主催による意見調整会議の実施
令和元年5月	○ 県が意見調整の終結を決定（設置手続き条例に基づく手続の終結）
令和元年12月	・県が「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例」を制定 ・県による地下水等調査が開始
令和2年1月	・センターが「進捗調整」する方針を決定（県が実施する地下水等調査の動向や進捗状況を見ながら、施設設置許可に向けたスケジュールを調整する）
令和4年7月	○ 県の地下水等調査が終了（処分場計画地から福井水源への地下水の流向はない）
令和4年7月	・センターが事業再開の方針を決定（関係6自治会へ説明）
令和4年10月	・測量、調査、詳細設計等を実施し、施設設置許可申請の準備を進める
令和5年1月	・関係6自治会が「環境保全協定の締結（趣旨・目的）への同意」の書面をセンターに提出
令和6年1月	○ センターが事業計画の変更を決定し、県に事業計画変更届出書を提出
令和6年1～3月	・センターが事業計画の変更内容についての住民説明会を実施
令和6年4月	・鳥取県廃棄物審議会（4月14日）の審議を経て、県から、センターの事業計画変更に関して設置手続き条例に基づく再周知手続は不要の旨の通知（4月18日）
令和6年5月	・センター理事会で最終処分場の施設設置許可申請を承認（5月29日） ■ センターが県に廃棄物処理法に基づく最終処分場設置許可申請書を提出（5月31日）



# 鳥取県環境管理事業センター「淀江産業廃棄物管理型最終処分場」 設置許可申請に関する説明

【令和6年7月19日 鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会】



# 1. 事業計画の概要

## (1) 事業目的

本事業は、県内産業廃棄物の適正処理の推進、県内企業の健全な発展、企業誘致の推進及び健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。

現在、鳥取県内には産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」といいます）が1箇所もなく、他県の施設に依存しています。

今後、近県の最終処分場の残存容量の減少、県外産廃の搬入規制等により処分先の確保が困難になるおそれがあることから、県内で処分先を確保する必要があります。

当センターでは、より一層の安全・安心な施設の確保に万全を期し、地域に受け入れられる最終処分場を設置させて頂きたいと考えています。

## (2) 事業主体・運営体制

- ◆ 事業主体：公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター
- ◆ 資本金：基本財産 2千万円
- ◆ 事業内容：
  - ・ 産業廃棄物処理施設の確保に関する事業
  - ・ 産業廃棄物の処分に関する事業
  - ・ 産業廃棄物の処理についての相談及び普及啓発に関する事業
  - ・ その他上記の目的を達成するために必要な事業

## (3) 地域との協定

- ◆ 関係自治会の皆様には、センターと環境保全協定を締結することについて、令和5年1月に御同意(報告)をいただきました。今後、締結する協定に基づいて「安全監視委員会」を設置する予定です。
- ◆ この委員会では、施設が安全に運営されているか確認いただくため、定期的に水質検査の結果や埋立状況を報告し、随時、立入調査をしていただくなどガラス張りの施設運営を行います。
- ◆ この協定には、安全監視委員会の設置や立入調査のほか、災害防止対策（万一の事故発生時の措置や連絡体制等）、周辺環境配慮（施設の稼働時間、搬入廃棄物の種類等）、水質測定（放流水等の測定項目・回数など）などを盛り込みます。

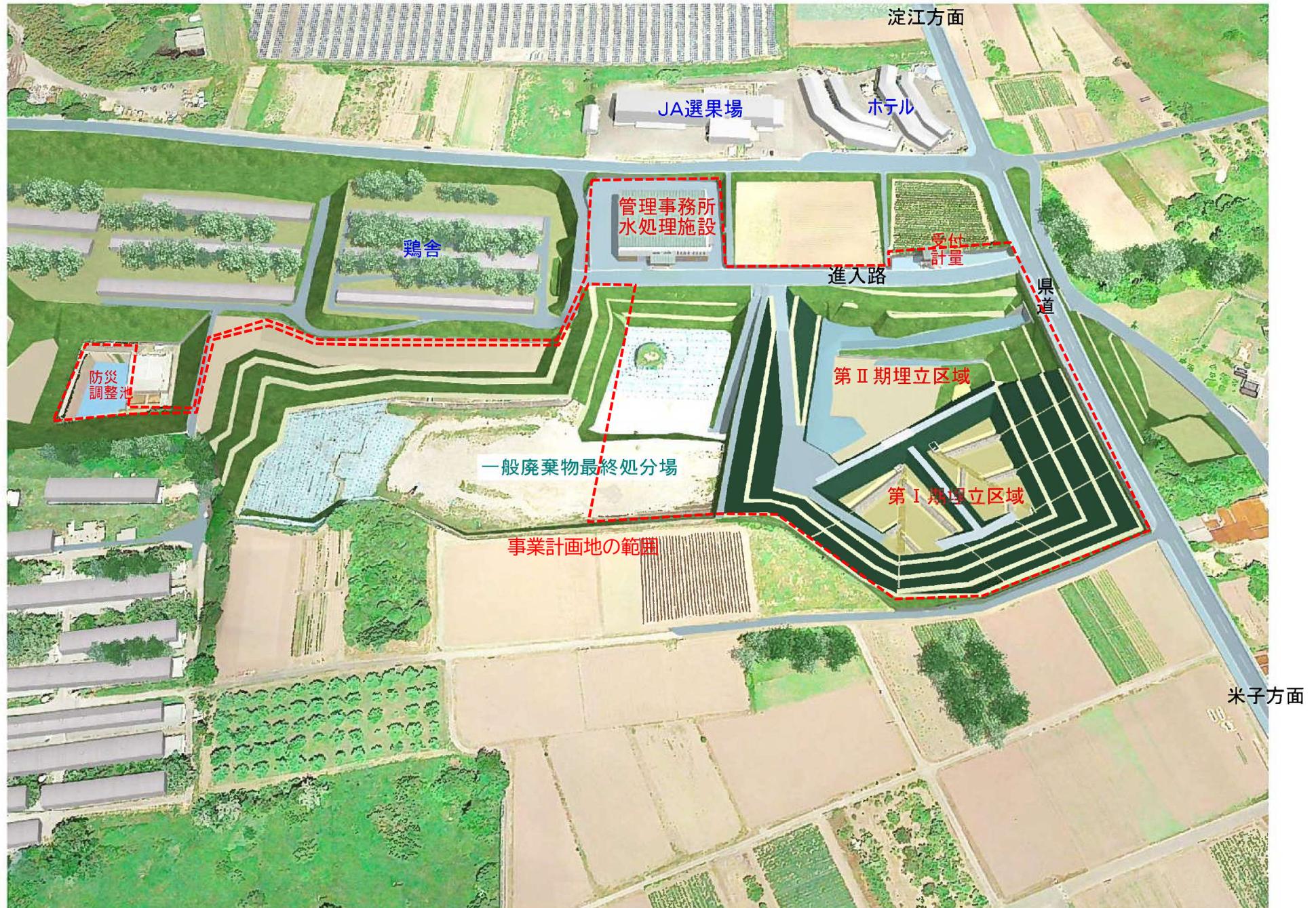
## (4) 事業計画のあらまし

事業計画地：米子市淀江町小波地内

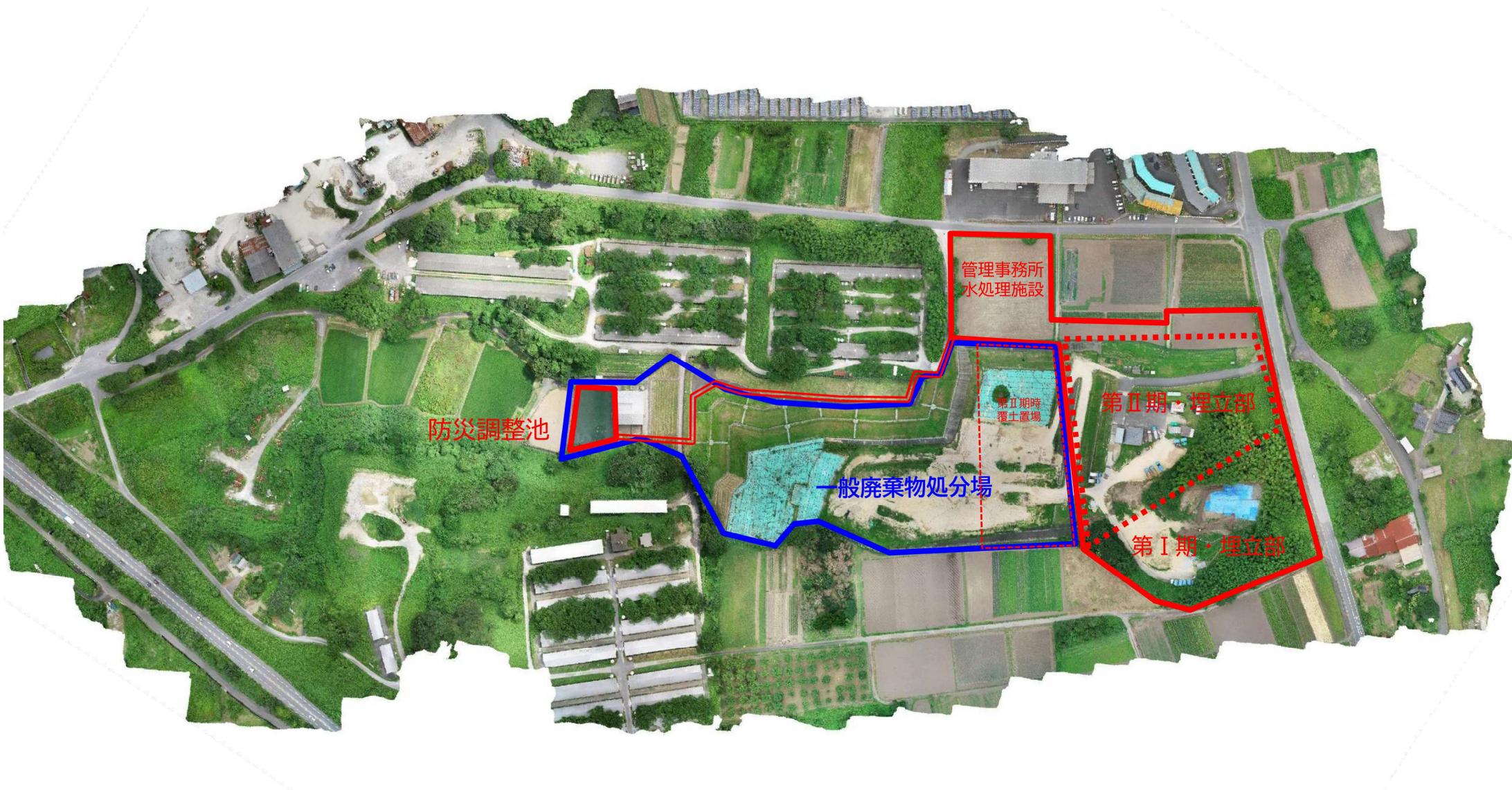


項目	計画諸元
施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場 (準好気性埋立構造、期別埋立計画による段階的埋立方法)
埋立面積	22,100m <sup>2</sup> (開発面積：約38,900m <sup>2</sup> )
埋立容量	25.2万m <sup>3</sup> (Ⅰ期：約7.4万m <sup>3</sup> 、Ⅱ期：約17.8万m <sup>3</sup> )
計画期間	約47年間 (Ⅰ期埋立期間：約10年間、Ⅱ期埋立期間：約27年間、 維持管理期間：約10年間)
遮水構造	遮水シート、ベントナイト混合土等を用いた多重遮水構造
浸出水処理施設	調整槽規模：7,480 m <sup>3</sup> 以上 (全体) 処理能力：最大 70m <sup>3</sup> /日 (全体)

# 施設の全体像（パース図）



# 施設周辺・ドローン写真 (R2年・撮影)



# 2. 施設の概要

## 【管理型最終処分場のしくみ】

- ① 埋め立てた廃棄物は、雨水や埋立地底部（浸出水集排水施設）等から入る空気などによって、処分場内で分解・洗い出し等を繰り返し、**次第に安定化**します。
- ② 発生する浸出水（汚水）は、埋立場底部の遮水シート等の上に設置する集排水管によって集められ、**高度な水処理施設で浄化**します。
- ③ **埋立終了後も**県の確認（水処理施設を撤去しても生活環境の保全が確保できるという判断）を受けるまでは、**水処理は継続**します。  
 ⚡ 想定期間は10年間ですが、県の確認を受けるまでは水処理による浄化を継続します。

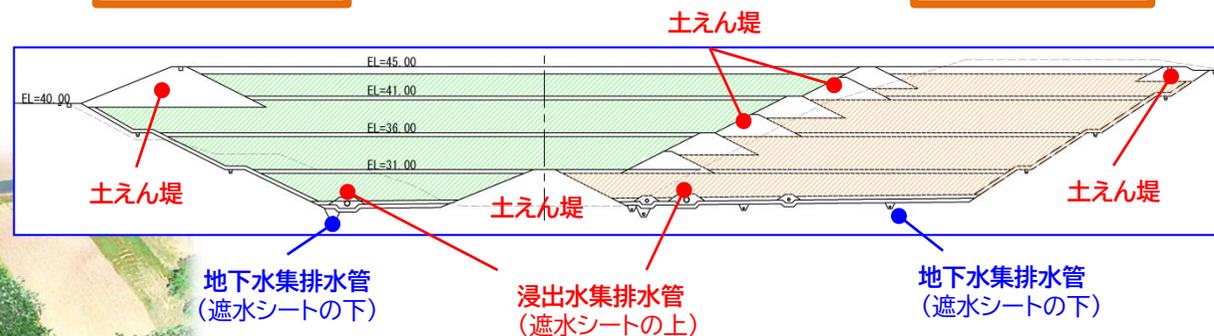
第Ⅰ期埋立直前のイメージ図



第Ⅱ期埋立区域

埋立終了時の断面イメージ図

第Ⅰ期埋立区域



第Ⅱ期埋立直前のイメージ図



# 3. 安全・安心な施設の整備①

## (地下水の汚染防止対策)

### 地下水汚染防止の考え方と対策

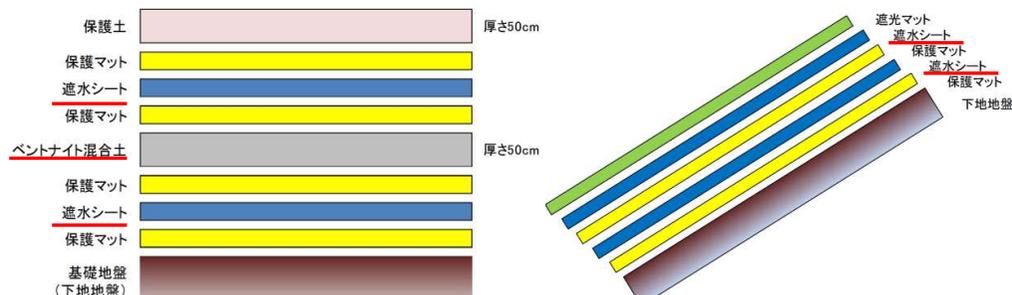
- ◆ 処分場の浸出水による地下水汚染の防止については、次の**多重の安全対策（マルチバリア）の連携**により、万全の漏水対策とします。

#### 1. 的確な遮水構造の構築

適切な遮水構造の選択、及び遮水構造の破損予防のための保護材や下地地盤の形成を行います。

##### (1) 多重遮水構造の構築

- ・ 国が定める標準的な構造（2重遮水シート）に、ベントナイト混合土層を加えた3重の遮水構造（底面部）とし、各保護材も組み合わせ、次に示すような構造とします。



<底面部>

<法面部>

※小段1段目には遮水シートの上にベントナイトマットを追加

##### (2) 施工管理の徹底

- ・ 施工中の遮水シートの損傷を防止するため、凸凹のない地盤の整備、遮水シート・保護土の施工及び埋立初期の慎重な作業など、十分な施工管理を行います。

#### 2. 浸出水の確実な集排水

遮水構造に加わる浸出水の水圧を最小にするために、集排水の能力が高い集排水施設を設置します。

#### 3. モニタリングの実施

継続的な遮水構造の機能確保のために、地下水質等をモニタリングする機能を設けます。

##### (1) 電気的漏えい検知システム

- ・ 万が一、上部シートが破損しても、破損箇所を速やかに特定できる電気的漏えい検知システムを設置します。なお、この破損箇所の補修中はベントナイト混合土及び下部シートで漏水を防ぎます。

##### (2) 地下水質のモニタリング

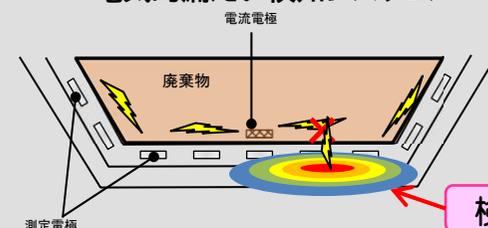
- ・ 浸出水が地下に漏れていないことを確認するために、処分場周縁に地下水観測井戸（上流2ヶ所、下流2ヶ所）を設置し、定期的な水質検査（モニタリング）を行います。

#### <ベントナイト>



- ◆ ベントナイトは粘土の一種で、水を吸って高い止水性（水を通しにくくする性質）を示します。
- ◆ ベントナイトの素材は、大昔に堆積した火山灰が熱水や地圧作用によって生成されたものです。

#### <電気的漏えい検知システム>



- ◆ 遮水シートが損傷すると、漏れ出した浸出水が電気を通します（通常はほとんどゼロ）。検知システムは、この電流値を検出し、破損した箇所を特定することができます。

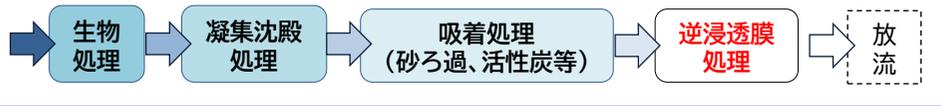
# 3. 安全・安心な施設の整備② (ゲリラ豪雨等にも配慮した水処理システム)

## ゲリラ豪雨等にも配慮した水処理システム

- ◆ 水処理システムは、降雨により埋立地から生じる浸出水を有効に集め、速やかに排出し、適切に浄化（処理）するためのものです。浸出水の集排水施設、浸出水の集水ピット、浸出水調整槽、浸出水の処理設備等を相互に補完させながら、各機能を十分に発揮させるように維持管理を実施します。

### 水処理施設の諸元

- ・ 処理能力：第Ⅰ期 35m<sup>3</sup>/日、第Ⅱ期 70m<sup>3</sup>/日
- ・ 調整槽：約7,480m<sup>3</sup>以上
- ・ 処理工程：



## 1. ゲリラ豪雨にも配慮した水処理施設

### (1) 浸出水の処理設備

- ・ 浸出水の処理設備（処理能力、調整槽規模など）については、過去の降水データ等を踏まえて施設設計を行っています。ゲリラ豪雨など短時間集中豪雨があっても、浸出水を一時的に調整槽に溜めたくうで適切に処理することができます。

### (2) 集排水施設

- ・ 浸出水や雨水の各集排水施設（法面や表流水の排水を含む）等は、ゲリラ豪雨などの短時間集中豪雨も想定した施設設計を行っているため・・・
- ☞ **雨水**は滞ることなく排水され、埋立地内への余分な雨水の流入も防ぎます。
- ☞ **浸出水**は速やかに水処理施設まで送られ、適切に処理されます。

## 2. 高度な水処理施設による浄化

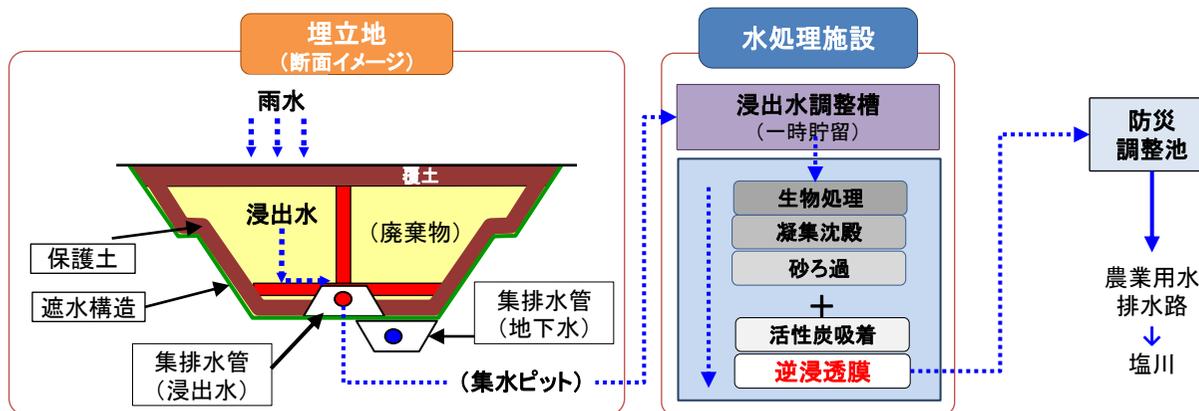
### (1) 逆浸透膜処理施設

- ・ 隣接する一般廃棄物最終処分場等で実績のある高度な水処理施設である「逆浸透（RO）膜処理施設」を導入します。これにより、浸出水中の重金属及びダイオキシン類などを除去します。

### (2) 放流水の水質測定

- ・ 浄化した放流水は、定期的に水質検査を実施し、検査結果は情報公開します。

## 水処理システムのイメージ



## <逆浸透(RO)膜処理施設>



- ◆ 水だけを透過する半透膜(RO膜)で浸出水を加圧ろ過する処理方式

# 4. 搬入廃棄物の管理及び施設維持管理の概要

## (1) 埋め立てる廃棄物

・燃え殻（焼却処理後の灰）を主体とした13品目とします。

法令上、埋立可能なもの	本計画
㊸燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥	○
㊹廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	○
㊺紙くず、木くず、繊維くず	○
㊻産業廃棄物を処分するために処理したもの【その都度、地元了解を得たもののみ】	○
㊼廃油（一部のもの）、 動植物性残さ、動物系固形不要物、 動物のふん尿、動物の死体	埋め立てしません

- \* 県内廃棄物(県外物を県内で中間処理したものを含む)のみを埋立てます。
- \* 放射性廃棄物、飛散性石綿、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に該当するものは埋立てません。



## (2) 廃棄物の搬入及び径路

◆搬入は事前予約制とし、廃棄物運搬車両は原則として右図のとおり決められたルートを通行します。



## (3) 廃棄物の搬入検査

・搬入廃棄物の検査を徹底し、国基準に適合したものしか受け入れません。

### ◆搬入検査の流れ◆

- 事前審査** (新規契約前)
  - 排出事業所を訪問し、廃棄物の実物や書類等を確認
  - 廃棄物に応じて分析検査実施 → 廃棄物㊸㊹は原則実施
  - 基準適合で契約締結
- 受付検査** (廃棄物搬入時)
  - 書類審査 (マニフェスト等)
  - 目視検査で積荷内容 (異物・悪臭・飛散性等) を確認
  - 必要な現場検査を実施
    - ◎放射線測定
    - ◎迅速検査 (蛍光X線分析) → 廃棄物㊸は当面全車両実施
- 展開検査** (埋立地)
  - 展開検査場所に積荷を降ろし、広げて検査 (異物・悪臭等)
  - 適宜、抜取り検査を実施
- 埋め立て**

\* 不適合の場合は持ち帰ってもらいます

## (4) 施設維持管理とモニタリング

### ①施設維持管理

・処分場構造物や水処理施設などの各施設について、定期的に必要な点検、維持管理を行います。

### ②水質の定期検査 (モニタリング)

- ・**処理水** ⇒ 浄化した水は、定期的に水質検査を実施します。
- ・**地下水** ⇒ 浸出水が地下に漏れていないことを確認するために、処分場周縁の地下水観測井戸で定期的な水質検査を実施します。(上流2ヶ所、下流2ヶ所の井戸)

\* 別途、県が定期的に法令に基づく立入検査(水質、施設の維持管理状況等)を実施します。

# 5. 生活環境影響調査（更新）

この調査の目的は、処分場が周辺に及ぼす影響を予め調査・予測・分析し、その結果に基づく対策を検討した上で、より生活環境に配慮した計画とすることです。H28事業計画において、国・県の法令や指針に基づき、調査・予測・影響分析を行った結果を「生活環境影響調査書」としてまとめていますが、このたび、その後の再調査等（降下ばいじん、悪臭、河川水質など）による新データを踏まえた結果を「更新版」としてまとめました。  
周辺への生活環境影響に関する評価としては、前回の調査結果と変わらず、事業の実施に係る周辺地域への環境への影響はほとんどありません。

## （1）大気質

### ◆埋立による粉じんの影響

- ・砂ぼこりが立つ風速（5.5m/秒）以上の風の発生頻度（直近民家方向）は、5.8%（H18～H27年度値）、5.9%（H25～R4年度値）と少ない。
- ・隣接の一般廃棄物処分場の敷地境界における降下ばいじんについては、米子市街地等での既存測定結果と比べても、高い値は測定されていない。
- ・埋立ての際は、廃棄物に覆土や散水を適宜行うなど粉じんの発生防止を行い、飛散性アスベスト（廃石綿等）は受け入れない。  
⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません。

### ◆廃棄物運搬車両による排ガスの影響

- ・現況から増加する交通量はわずかで、排ガスの影響の増加（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）は1%未満であり、環境基準を下回る。  
⇒ 現況の大気環境の変化はほとんどありません。

## （2）騒音・振動

### ◆埋立作業・施設の稼働による影響

- ・周辺民家の騒音は、昼間47～51デシベル、夜間33～44デシベルと、現況から0～2デシベル増加するが、環境基準（昼間55デシベル、夜間45デシベル）を満たす。
- ・周辺民家の振動は、現況の30デシベル未満から最大39デシベルと予測されるが、人が振動を感じ始める値（55デシベル）を下回る。  
⇒ 周辺民家への影響はほとんどありません。

### ◆廃棄物運搬車両による影響

- ・現況（騒音：60デシベル、振動：最大43デシベル）からの増加は、いずれも1デシベル以内とほとんど変化はない。騒音の環境基準（65デシベル）、人が振動を感じ始める値（55デシベル）を下回る。  
⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません。

## （3）悪臭

### ◆廃棄物の搬入による影響

- ・新規搬入の時は、職員が排出事業所に行き廃棄物の種類・臭いの状況等を確認。また、実際の搬入時の受付検査で悪臭が発生している場合は、受入せずに排出事業者に戻却。
- ・悪臭規制基準を満たしている隣接一般廃棄物処分場と同様に焼却残渣等（産業廃棄物）を主体に埋め立てる。また、覆土等により悪臭の発生を抑制する。  
⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません。

## （4）水質

### ◆降雨による濁水流出の影響

- ・水の汚れの指標（SS）は、現況（3～7mg/L）に対して、予測結果は5～7mg/Lと若干増加するが、環境基準（50mg/L）を満たす。  
⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません。

### ◆処理水による影響

- ・水の汚れ等の指標（pH、BOD、SS等）は、現況に対してpHの変化が1未満、BOD、SSの寄与濃度は1mg/L未満と予測され、いずれも環境基準を満たす。
- ・ダイオキシン類などその他の項目についても、環境基準を満たします。  
⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません。

## （5）地下水

### ◆処分場の存在による影響

- ・地下水の今までの最高水位は、ほぼ処分場の掘削底面より深い位置にあり、仮に、地下水位が大きく上昇しても、地下水集排水管等により水位上昇は抑制される。
- ・周辺利水井戸の採水している帯水層は、表層地下水より深い層に位置している。  
⇒ 周辺地域における地下水の流動阻害、水位変化による周辺井戸への利水影響はほとんどありません。

